

液側に加え、溶液（又は水）を溶質から選択的に低濃度液側に移行させることによって両者を分離するのに用いる半透膜（reverse osmosis membrane）」と規定しております。

このように浸透圧が発生し浸透理論により物質を分離できるものが逆浸透膜です。最近、ナノろ過法（Nanofiltration；NF）と呼ばれる新たな方法もありますが、これも浸透圧を利用する方法で、それに使用されるNF膜も逆浸透膜の一部です。なお、膜分離技術振興会の「AMST-002 水道用逆浸透膜モジュール及びナノろ過膜モジュール規格」によれば、NF膜の定義において、NaCl（塩化ナトリウム）除去率は5%以上となっております。従って、NaCl（塩化ナトリウム）除去率が5%以上のものを逆浸透膜と言います。

Q 4 - 4 : 有効ろ過面積の合計が「1 m²以上」とありますが、これについて解説してください。

A 4 - 4 : クロスフローろ過装置に「取り付けた膜の総有効ろ過面積が1 m²以上」であるということです。中空糸タイプの膜モジュールでの膜面積の計算は、外圧ろ過の場合が外表面積で、内圧ろ過の場合は内表面積で行います。

Q 4 - 5 : 部分品規制の部分品とは何でしょうか。

A 4 - 5 : クロスフロー可能なモジュール、エレメント、カセット、カートリッジ、ユニット、プレート等 が部分品として対象となります。ジョイント・配管等は規制される部分品ではありませんし、素材としての膜も対象外です。

Q 4 - 6 : 部分品の規制にて、「有効ろ過面積0.2 m²以上」となっていますが、これについて注意すべき点を説明してください。

A 4 - 6 : 部分品単体（一個）の有効ろ過面積が0.2 m²以上のものが規制対象となります。技術資料、カタログなどに0.2 m²と記載されておれば0.2 m²とみなします。